都市計画マスタープランと立地適正化計画の素案の概要をお知らせします

都市計画マスタープランは、長期的なまちづくりの方向性を示す計画であり、都市整備分野を中心としながら、まちづくりに関連する他の分野との連携を強めていくための役割も担う計画です。立地適正化計画は、持続可能な都市の構築に向け、施設や居住の誘導によって、暮らしの機能（居住や医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービス施設など）を守るために、必要な事項を定める計画です。今回は、2つの計画の素案の概要についてお知らせします。**問合せ**　都市整備課☎89・2197

都市計画マスタープラン・立地適正化計画

まちづくりの将来像

まちづくりの将来像は、本市の最上位計画である第2次能代市総合計画の将来像「“わ”のまち能代」を位置付けます。

計画の目標

第2次能代市総合計画で位置付けている基本目標に対し、まちづくりの課題や市民意向を踏まえ、都市整備分野が中心となって達成すべき4つの目標を設定します。

目標①
ヒト（市民や来訪者）やコト（体験）が交錯する、生活・文化・情報の拠点があるまち

目標②
市民の暮らしを支える、産業基盤が整ったまち

目標③
海・川・山の豊かな自然とともに生きる、強くしなやかな生活基盤の整ったまち

目標④
本市固有の地域資源を守り・活かす、自然や歴史・文化を継承するまち

将来都市構造

人口減少・高齢化が進行する中にあっても持続可能な都市を構築するため、現在の配置を基本としながら、都市機能が集積する各地域の拠点を中心に、都市機能や居住を維持し、または積極的な誘導・集積を進めるとともに、各地域の資源を活用した連携・交流を促進することで、「集約連携型の都市構造」を目指していきます。

2つの計画の策定は、アンケートやワークショップ、策定委員会などにより、市民の皆さんと一緒に考えながら進めています

都市計画マスタープランの素案の概要

●全体構想

全体構想では、まちづくりの将来像や計画の目標を達成するため、次の5つの分野ごとに、必要な取り組み方針を位置付けます。

①土地利用
②交通体系
③住環境・市街地整備
④防災まちづくり
⑤都市施設整備

●地域別構想

地域別構想では、市内6地域（旧常盤中を含む中学校区）ごとに、地域の現況、アンケート調査や地域別ワークショップなどによる住民意向、課題などを踏まえ、将来の地域のまちづくりの方向性を示します。

●実現化方策

実現化方策では、全体構想における各分野の方針に基づき、都市計画として対応すべき事項や主要な施策を定め、まちづくりの将来像や計画の目標の実現に向けた施策を推進します。

地域区分図

立地適正化計画の素案の概要

●立地の適正化に関する基本的な方針

基本的な方針では、計画の目標に対し、医療・福祉・商業・子育て支援などの都市機能や居住の誘導によって実現を目指す、能代および二ツ井の両市街地の「具体的な姿」とそのために必要な2つの「取組の方針」を設定します。

基本方針①
多世代・多目的・多機能が集まる市街地の形成

基本方針②
安心・安定した子育てができる市街地の形成

両計画の素案については市ホームページでも閲覧できます。

●都市機能および居住の各誘導区域の設定

都市機能および居住の各誘導区域は、現在の機能配置を基本としながら、都市機能が集積する能代地域および二ツ井地域の拠点を中心に指定を行います。

●誘導施設の設定

誘導施設は、人口減少・高齢化が今後とも継続する中にあって、医療・福祉・商業・子育て支援の各施設など、市民の共同の福祉や利便のために必要なもので、都市機能誘導区域内にある現有機能の維持や流出抑制、新たな施設の立地による機能増進を図るため、誘導を促進する施設です。本計画で位置付ける「能代地域中心拠点」および「二ツ井地域中心拠点」それぞれの性質に合わせ、各拠点に立地していることが望ましい施設として、誘導施設を設定します。

●誘導施策の設定

立地の適正化に関する基本的な方針に基づき、暮らしの機能の誘導により、本市が目指すまちづくりの将来像の実現や重要課題の解決に向け、誘導施策を設定します。

●防災指針

防災指針は、立地適正化計画における居住や都市機能の誘導に伴い、誘導区域を中心に存在する、災害リスクの回避・低減のための方針や対策を位置付け、安全なまちづくりに向けた取り組みを計画的かつ着実に講じることを目的として、立地適正化計画に定めるものです。

立地適正化計画の位置付けおよび重要課題解決に向けて期待される効果

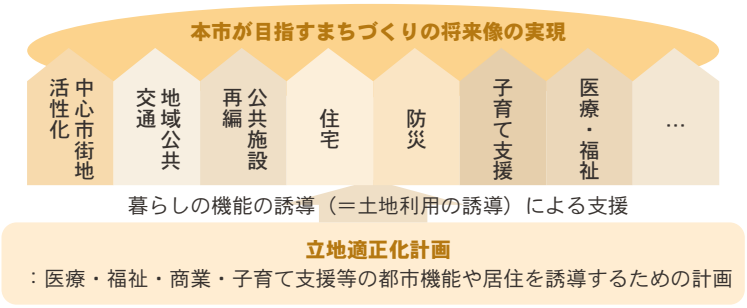

市民の皆さんへ

住民説明会を開催します

2つの計画の素案に関する住民説明会を行います。予約不要ですので直接会場へお越しください。

期日／場所
1月12日(水)／向能代公民館
13日(木)／中央公民館
14日(金)／東部公民館
17日(月)／二ツ井町庁舎
18日(火)／南部公民館
19日(水)／常盤公民館

時間　午後6時～

パブリックコメントを実施します

2つの計画の素案に関する意見をお寄せください。

募集期間　1月26日(水)まで

閲覧場所　市役所本庁舎2階都市整備課、二ツ井町庁舎1階地域局建設課、各地域センター、富根出張所のほか、市ホームページで閲覧できます。

提出できる方
・市内に在住、在勤、在学する方
・市内に事務所または事業所を有する個人や団体
・その他利害関係がある個人や団体

提出方法　閲覧場所に備える意見提出用紙に記入し、持参するか、郵送、ファクス（89・1779）、Eメール（toshi@city.noshiro.lg.jp）でお送りください。用紙は市ホームページからもダウンロードできます。

意見の取り扱いなど
・電話や口頭での意見は受け付けできません。
・提出された意見は、内容を整理し、意見に対する市の考え方とともに市ホームページで公表します。住所、氏名、年齢、性別、電話番号は公表しません。
・提出された意見に対する個別の回答は行いません。

宛先・問合せ
〒016-8501 能代市上町1-3
都市整備課　公園・都市整備係